

「総合特区制度」の概要

総合特区制度

=

新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口

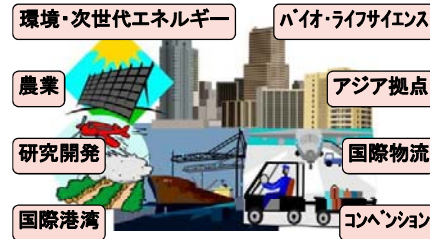
先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1) 規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- 全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、区域限定で実施
- ⇒ ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

- 個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
- ⇒ 地域主権改革を加速する突破口

(2) 税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

- 国際競争力強化のための法人税の軽減
(投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)
- ⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

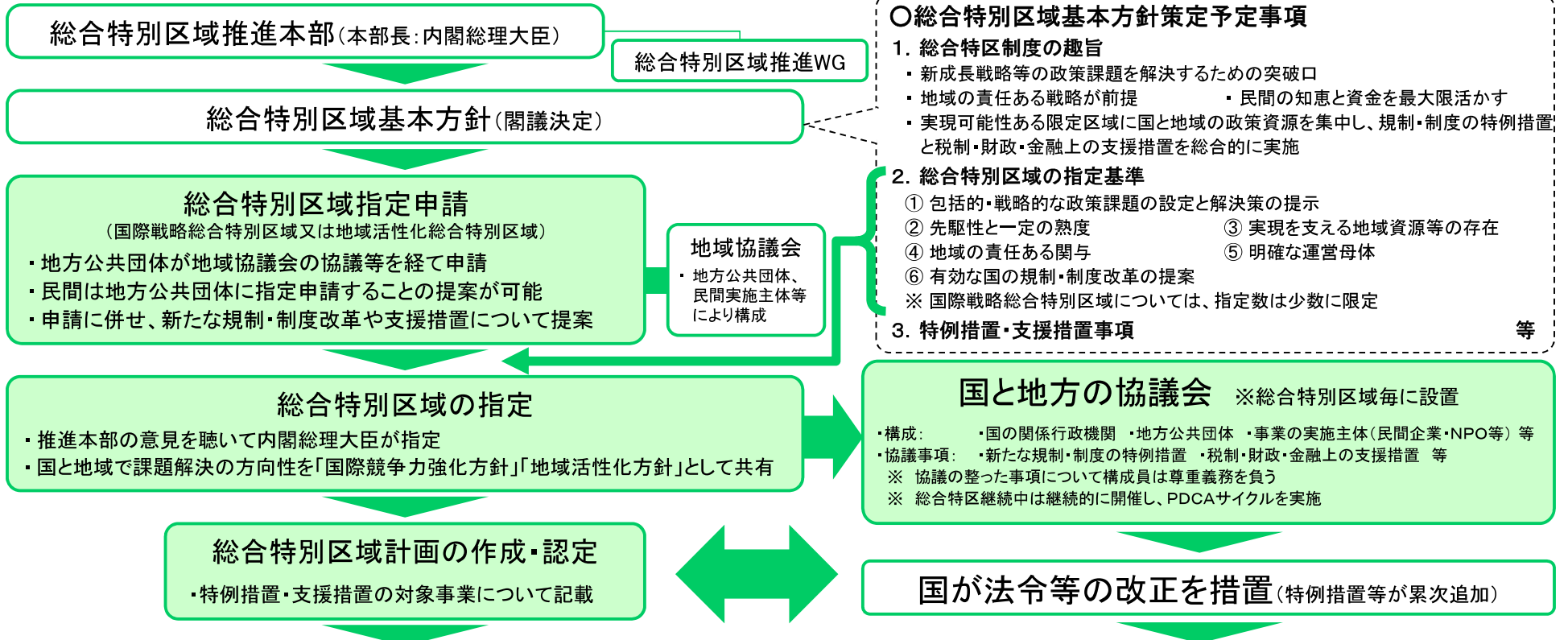
②地域活性化総合特区

- 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
- ⇒ 地域の志のある資金を「新しい公共」へ結集

(3) 財政上の支援措置：関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H23予算：151億円)

(4) 金融上の支援措置：利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設(H23予算：1.5億円)

総合特別区域法のスキーム



- 総合特別区域基本方針策定予定事項**
- 1. 総合特区制度の趣旨**
 - 新成長戦略等の政策課題を解決するための突破口
 - 地域の責任ある戦略が前提
 - 民間の知恵と資金を最大限活かす
 - 実現可能性ある限定区域に国と地域の政策資源を集中し、規制・制度の特例措置と税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施
 - 2. 総合特別区域の指定基準**
 - ① 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
 - ② 先駆性と一定の熟度
 - ③ 実現を支える地域資源等の存在
 - ④ 地域の責任ある関与
 - ⑤ 明確な運営母体
 - ⑥ 有効な国の規制・制度改革の提案

※ 国際戦略総合特別区域については、指定数は少数に限定
 - 3. 特例措置・支援措置事項** 等

- 特例措置・支援措置** ※以下は制度創設に当たり、予め措置するものであり、法施行後、地域の提案を受けて累次追加。
- (1) 規制・制度の特例**
 - ① 個別法・政省令等の特例 (例) 建築基準法の特例、通関士法の特例 等
 - ② 地方公共団体事務について政省令で定める事項の条例委任の特例
 - (2) 税制上の特例**
 - ① 国際戦略総合特区: 国際競争力ある産業拠点整備のための法人税の軽減
 - ② 地域活性化総合特区: 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
 - (3) 財政上の支援**
 - 総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
 - 総合特区推進調整費により、なお不足する部分を機動的に補完 (H23年度予算: 151億円)
 - (4) 金融上の支援**
 - 総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金を支給 (H23年度予算: 1.5億円)
- ※予算額は平成23年度予算計上額